

秋川ファーマーズセンター指定管理者審査要領

本要領は、あきる野市が、秋川ファーマーズセンター（以下「センター」という。）の指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を総合的な観点により審査するための方法及び基準等を示すものである。

1 審査対象団体

秋川農業協同組合（以下「秋川農協」という。）

※指定理由については、別紙「秋川ファーマーズセンターの指定管理者について（指定理由書）」のとおりである。

(1) 秋川農協の本事業に対する基本理念

あきる野市ファーマーズセンターの設置及び管理に関する条例に基づき、農業経営者の所得の安定、農業従事者の確保育成、地域産業の総合的な振興及び市民農園の推進を図り、もって地域住民等との交流の拠点とすることを基本理念としている。

(2) 秋川農協の経営方針

秋川農協は、「愛され 親しまれ 信頼される J A」を経営理念とし、地域密着型の活動を展開し、皆様の充実した、豊かな生活をお手伝いするため、総合農協の特性を生かし、「衣・食・住」全般にわたり幅広いサービスをし、協同組織の原点たる「相互扶助」を第一に、堅実で強固な経営基盤を拡充し、地域社会の発展を目指して活動をしている。

また、農業振興や農業者と市民の交流を促進しており、本市の地産地消の拠点施設である「センター」を長年にわたり運営を行い、関係団体・関係機関等と連携を図りながら、本市の農業振興に寄与することとしている。

2 施設の概要

(1) あきる野市農畜産物直売施設

名称	秋川ファーマーズセンター	
所在地	あきる野市二宮 8 1 1 番地	
規模	建築面積	1, 3 8 5. 5 3 m ²
	(内販売面積)	4 0 4. 6 0 m ²
	植木・盆栽コーナー	2, 1 3 3 m ²
	苗木用建物	5 8. 5 0 m ²
	バーベキューコーナー	1 2 6 m ²
	ストックヤード	1 5. 1 6 m ²
	駐車場面積（7 5 台収容）	2, 1 7 8 m ²

3 指定管理者が行う管理区域の範囲
別紙管理区域図に示すとおりとする。

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 秋川流域農業者が生産した良質で新鮮な農畜産物等の販売業務に関すること。
- (2) 農畜産物等の販売促進に関する業務に関すること。
- (3) 農畜産物等の計画的生産に関する業務に関すること。
- (4) 地域産業との相互協力による販売業務に関すること。
- (5) 農業従事者の相談に関する業務に関すること。
- (6) 市民農園の管理等に関する業務に関すること。
- (7) センターの維持管理に関する業務に関すること。
- (8) その他市長が必要と認める業務に関すること。

5 指定期間

平成31年4月1日から平成36（2024）年3月31日まで（5年間）

6 提出書類

秋川農協は、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条に規定する指定管理者指定申請書に次の書類を添えて、別途定める期間までに申請するものとする。なお、提出する部数は、正本1部、副本12部作成すること。

(1) 指定管理者としての管理運営の状況について（平成25年度～平成29年度）

ア 事業報告書の写し

イ 施設の管理運営に係る改善等の取組について

(ア) 各種事業やサービス等の向上の取組など

(イ) 収支状況（予算及び決算状況）など

ウ 地震、火災等の災害に備えた支援の取組（消防計画、危機管理計画等）

(2) 事業計画書（平成31年度～平成35（2023）年度）

ア 団体の経営方針について

イ 施設の運営方針について

ウ 施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について

各種サービス等の向上の取組など

エ 施設の管理運営について

(ア) 事業計画書（平成31年度～平成35（2023）年度）

(イ) 年間行事予定（平成31年度～平成35（2023）年度）

オ 人員体制について

(ア) 職員の配置計画

- (イ) 職員の研修計画
 - カ 収支見込について
 - 収支予算書（平成31年度～平成35（2023）年度）
 - キ 苦情処理体制について
 - ク 第三者評価への取組について
 - ケ 個人情報の保護対策及び情報公開について
 - コ 危機・安全管理体制について
 - サ 地域や他施設との連携について
- (3) 秋川農協の状況について
- ア 事業者概要（様式は任意）
 - (ア) 団体の沿革（時系列で記載し、事業内容も具体的に記載）
 - (イ) 代表者の履歴、役員名簿（他の法人との兼職者があるときは、その旨も記載）
 - (ウ) 団体の運営に関する資料（経営理念・方針、経営の効率化・透明性の確保、管理体制などが分かる内容のもの）及び施設管理運営の実績
 - (エ) 指定申請の日が属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
 - イ 定款・寄附行為、規約その他これらに相当する書類（様式は任意）
最新のもの
 - ウ 法人登記事項証明書又は法人登記簿謄本等
現在事項全部証明書
 - エ 印鑑証明（申請の日前3か月以内に発行されたもの）
 - オ 財務関係書類（様式は任意）
指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業前年度を含む過去3か年の経営成績や財政状況等を明らかにするための財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれに類する書類）
 - カ 納税証明書等
 - (ア) 法人税
 - (イ) 消費税及び地方消費税
 - (ウ) 法人事業税
 - (エ) 法人住民税
 - キ 労働保険に加入していることを証する書類（確定保険料若しくは概算保険料の申告書又は納付書のいずれかの写し（直近のもの））
 - ク 社会保険等に加入していることを証する書類（社会保険料納入証明書又は社会保険料領収書の写し（直近のもの））
 - ケ 就業規則（又は就業規則に準じるもの）

7 候補者の審査方法

(1) 候補者の審査方法

秋川農協から申請された提出書類を受け、あきる野市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出書類とプレゼンテーション（業務内容提案）を基に総合的に審査を実施する。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、農協からの説明を15分間、選定委員会の委員からの質疑応答を15分程度実施の上、次に示す評価基準により審査を行う。

8 評価基準

プレゼンテーション審査の評価基準は、次のとおりとする。

評価は、「良い」、「普通」、「悪い」の3段階評価とし、各評価項目について評価する。

評価項目		評価		
		良い	普通	悪い
1	指定管理者としての管理運営の状況について			
2	施設の管理運営に係る改善等の取組について			
3	団体の経営方針について			
4	施設の運営方針について			
5	施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について			
6	施設の管理運営について			
7	人員体制について			
8	収支見込みについて			
9	個人情報の保護対策及び情報公開について			
10	苦情処理体制について			
11	危機・安全管理体制について			
12	地域や市内業者、他施設等との連携について			
13	団体の経営状況について			
評価合計				

9 候補者の決定

評価基準に基づき提出書類の内容を評価し、選定委員会の各委員の評価合計を集計する。この集計結果を基に、選定委員会において審議し、本施設の設置目的を効果的に達成することができると思われる場合には、秋川農協を候補者とする。ただし、指定管理者としての能力を有しないと判断される場合には、別途、候補者の選定を行う。

10 審査結果

選定委員会の審査結果については、秋川農協に文書で通知するとともに、団体名、評価結果、総合的な評価点、候補者として選定した団体の選定理由及び事業内容の提案概要について、市ホームページで公表する。